

ドローン等無人航空機の規制について

1 無人航空機について（航空法第2条第22号）

無人航空機とは、「人が乗ることができない『飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船』であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの」をいいます。

【無人航空機の例】

ドローン、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等

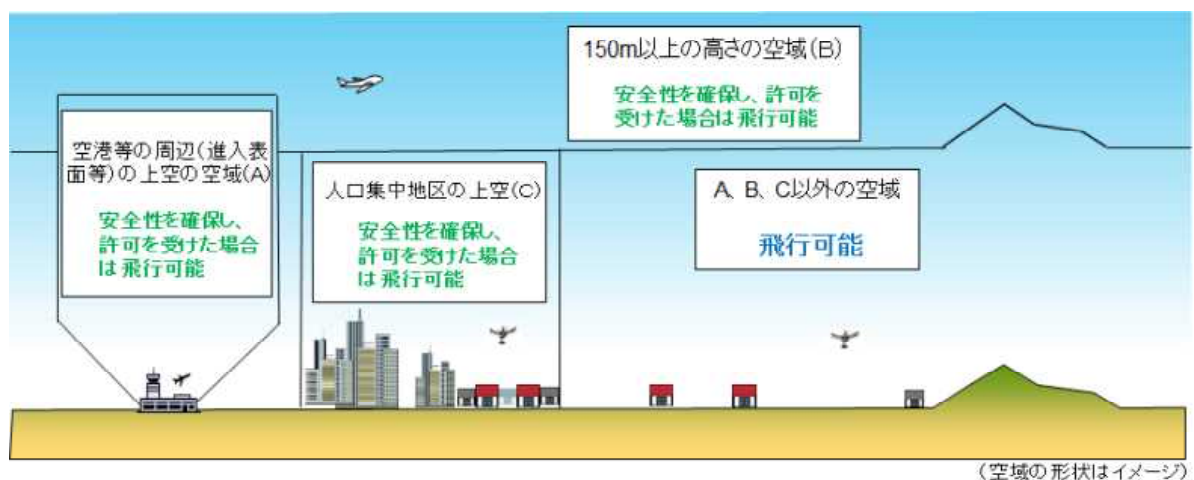
2 無人航空機の登録制度（航空法第131条の4）

令和4年6月20日から、機体登録、登録記号の表示、識別措置（リモートID）が義務化となりました。

～100g以上の重量の機体が対象で、国交省に登録申請が必要～

3 飛行禁止空域（航空法第132条）

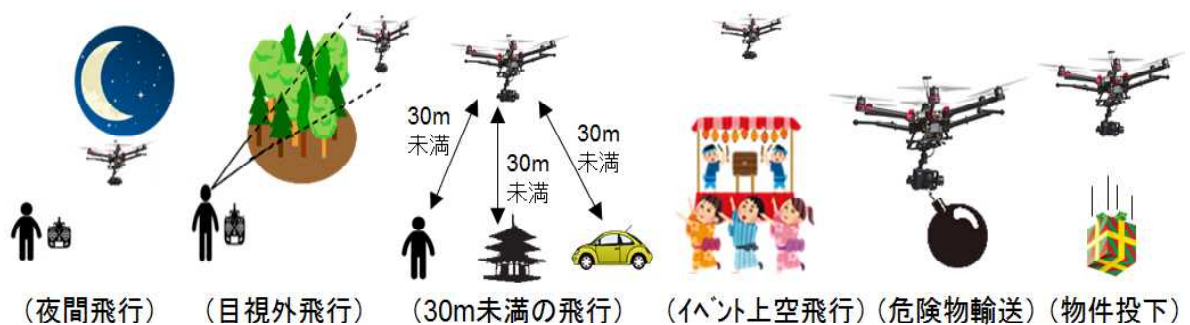
- (1) 空港等の周辺(進入表面等)の上空の空域・・・(A)
- (2) 地表又は水面から150メートル以上の高さの空域・・・(B)
- (3) 国勢調査の結果を受け設定されている人口集中地区の上空・・・(C)
- (4) 緊急用務を行うための航空機の飛行の安全を確保する必要がある空域



4 主な飛行のルール（航空法第132条の2）

- (1) アルコール又は薬物等の影響下での飛行の禁止
- (2) 日中（日出から日没までの間）における飛行
- (3) 目視の範囲内での飛行
- (4) 人又は物との間に一定の距離（30メートル以上）を確保した飛行
- (5) 大勢の人が集合する催しが行われている場所の上空での飛行の禁止
- (6) 危険物の輸送の禁止
- (7) 物件投下の禁止

【主な違反例】



※ 国土交通省航空局HP

5 罰則

- (1) 無人航空機を登録せずに飛行させた者
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) アルコール又は薬物等の影響下で無人航空機を飛行させた者
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- (3) 飛行禁止空域や飛行方法に違反して、無人航空機を飛行させた者
50万円以下の罰金

無人航空機の飛行ルールや許可等の申請の方法については、
国土交通省航空局ホームページをご参照ください。